

概要版

# 姫路市 男女共同参画プラン 2022

改訂版



## プラン2022改訂の趣旨

本市では男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年3月に姫路市男女共同参画プランを策定しました。その後、平成25年3月に姫路市男女共同参画プラン2022（以下「プラン2022」という。）を策定し、プラン2022の計画的な推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする前期実施計画を策定しました。

これ以来、前期実施計画に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けた、様々な取組を進めてきたところですが、この度、前期実施計画の計画期間満了に伴い、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする後期実施計画の策定にあわせ、プラン2022を改訂し、姫路市男女共同参画プラン2022改訂版（以下「プラン2022改訂版」という。）を策定します。

プラン2022改訂版は、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層積極的に展開するために制定した、姫路市男女共同参画推進条例（平成28年4月施行）の理念を具現化し、本市における男女共同参画の推進に関する基本方針と具体的事業等を示すものとして策定するものです。

また、後期実施計画は、国及び兵庫県の男女共同参画に関する計画を考慮するとともに、関連する本市の計画との整合性に配慮した上で、前期実施計画における取組の点検・評価結果をはじめ、平成28年2月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果等に基づく市の現状や、社会情勢の変化等を踏まえ、より実効性のある計画として策定するものです。

## 基本理念

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。

女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。

市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。

男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

## プラン2022改訂版の性格

プラン2022改訂版は、姫路市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定により、初めて策定する姫路市男女共同参画プランで、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画として位置付けるほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅲ-1-（1）及び基本目標Ⅳ）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

策定に当たっては、以下の事項に配慮しています。

- ▶ 平成28年2月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果及び平成27年度に開催した姫路市男女共同参画プラン市民会議における市民の意見を参考にしました。
- ▶ 姫路市男女共同参画審議会からの答申「姫路市男女共同参画プランの改訂に当たっての基本的事項について」の内容を踏まえています。
- ▶ 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」、「ひめじ創生戦略」及び姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）、その他関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- ▶ 第4次男女共同参画基本計画、第3次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2020」を考慮しています。

## 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

## 施策の体系



### 基本目標

#### I 人権尊重をめざす市民意識の育成

- 1 女性の人権・自己決定権の確立
- 2 男女の自律・自立意識の促進
- 3 「人権文化」の定着
- 4 あらゆる暴力の根絶

#### II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 1 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 3 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

#### III 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 1 あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- 2 地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画
- 3 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

#### IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1 労働の場における男女平等の徹底
- 2 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

#### V 生涯を通じた心身の健康づくり

- 1 「性と人権」についての意識啓発
- 2 女性の健康の保持・増進への支援
- 3 生涯を通じた男女の健康支援

#### VI 少子・高齢社会における福祉の充実

- 1 人にやさしいまちづくりの推進
- 2 介護の社会化のための環境整備
- 3 総合的な子育て環境づくり
- 4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

#### 推進体制の整備

- 1 庁内推進体制の強化
- 2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化
- 3 市民・企業・団体等との連携

## 施策の展開(後期実施計画)

### 基本目標 I 人権尊重をめざす市民意識の育成

性別による差別的取扱いや暴力等の人権侵害行為を根絶し、男女共に人権が擁護され尊重される社会をつくれます。

#### 基本課題

#### 1 女性の人権・自己決定権の確立

- (1) 「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進
- (2) 女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取組

#### 重点

#### 2 男女の自律・自立意識の促進

- (1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
- (2) 女性の能力育成・開発(エンパワーメント)に向けた啓発の推進
- (3) 固定的な性別役割分担意識の払拭

#### 3 「人権文化」の定着

- (1) 「人権文化」創造への参画促進
- (2) 人権を尊重した表現の定着
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究
- (4) 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり

#### 重点

#### 4 あらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
- (4) 児童虐待の防止と対策の強化
- (5) 高齢者への虐待防止
- (6) 障害者への虐待防止

#### 基本施策

### 基本目標 II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域等における男女共同参画を実現します。

#### 基本課題

#### 1 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進

- (1) 家庭における男女共同参画の推進
- (2) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進

#### 2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- (1) 人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実
- (2) 教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進
- (3) 子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進
- (4) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

#### 3 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実
- (2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備
- (3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成
- (4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発

#### 基本施策

## 基本目標 III 政策・方針決定過程への女性の参画促進

将来にわたって持続可能で活力ある姫路市を創造するため、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方ができ、男性も女性も社会の様々な分野で対等に参画する環境をつくります。

### 基本課題

### 基本施策

#### 重点

1 あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

- (1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
- (2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進
- (4) 審議会等における女性の積極的登用
- (5) 行政機関への女性職員の登用促進

#### 重点

2 地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画

- (1) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- (2) 防災・防犯活動における男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
- (4) 地域における女性団体の活性化支援と参画促進

3 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進

## 基本目標 IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備します。

### 基本課題

### 基本施策

#### 重点

1 労働の場における男女平等の徹底

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
- (3) 女性の活躍による経済社会の活性化

2 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- (3) 男女がいいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

- (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
- (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
- (3) 女性の経営参画の推進

## V 生涯を通じた心身の健康づくり

妊娠・出産や年齢にかかわらず、生涯を通じた健康を実現します。

### 基本課題

### 基本施策

#### 1 「性と人権」についての意識啓発

- (1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立
- (3) 様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供

#### 2 女性の健康の保持・増進への支援

- (1) 母子保健対策の充実
- (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実

#### 3 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 相談機能の充実とネットワークづくり
- (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

## VI 少子・高齢社会における福祉の充実

少子・高齢社会においてどのような状況にある人も安心して暮らができる社会を実現します。

### 基本課題

### 基本施策

#### 1 人にやさしいまちづくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

#### 2 介護の社会化のための環境整備

- (1) 地域ぐるみの介護支援
- (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
- (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上

#### 3 総合的な子育て環境づくり

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

#### 4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備



# 推進体制の整備

男女共同参画の推進を総合的、計画的に推進します。

## 基本課題

## 基本施策

### 1 庁内推進体制の強化

- (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの運用
- (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり

### 2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化

- (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
- (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
- (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化

### 3 市民・企業・団体等との連携

- (1) 市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）への支援と連携の強化
- (2) 男女共同参画審議会の運営
- (3) 国・兵庫県等との連携
- (4) 近隣市町等とのネットワークづくり
- (5) 市民の申出への対応

# 姫路市女性活躍推進計画

女性の職業生活における活躍に向けた取組を計画的かつ効果的に推進します。

## 基本課題

## 基本施策

### あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進（基本目標Ⅲ - 基本課題1）

- (1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発

### 労働の場における男女平等の徹底（基本目標Ⅳ - 基本課題1）

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
- (3) 女性の活躍による経済社会の活性化

### 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（基本目標Ⅳ - 基本課題2）

- (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

### 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備（基本目標Ⅳ - 基本課題3）

- (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
- (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
- (3) 女性の経営参画の推進

※プラン2022改訂版のうち、女性活躍推進計画における必要な取組を再掲しています。

## 後期実施計画の指標・目標値

基本 目標	指標	現状値 (平成28年度)	→	目標値 (平成34年度)
<b>I 人権尊重をめざす市民意識の育成</b>				
	①「男女共同参画社会」の認知度	53.1% 市民意識調査(平成28年)	→	95%
	②固定的性別役割分担意識 (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方)	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性) 市民意識調査(平成28年)		賛成<反対 (男女共)
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の周知度	75.0% 市民意識調査(平成28年)		90%
<b>II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b>				
	①地域における学習機会の提供(出前講座等の年間回数)	7回	→	20回
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	51件		70件
<b>III 政策・方針決定過程への女性の参画促進</b>				
	①審議会等委員の女性比率	26.1% (平成29年3月31日)	→	40~60%
	②女性委員が0の審議会等の割合	9.3% (平成29年3月31日)		5%以下
	③職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	18.6% (平成29年4月1日)		26%
<b>IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b>				
	①女性を対象とした就労支援メニューの参加企業数	—	→	10社
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	48.8%		70%
	③農村女性の起業化への参加件数	17件		20件
<b>V 生涯を通じた心身の健康づくり</b>				
	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.8%	→	100%
	②乳がん・子宮頸がんの検診受診率	乳がん 14.9% 子宮頸がん 14.8%		乳がん 25% 子宮頸がん 25%
<b>VI 少子・高齢社会における福祉の充実</b>				
	①認知症サポーターの養成者数	28,389人	→	49,000人
	②保育所等利用待機児童数	126人 (平成29年4月1日)		0人
	③ファミリーサポートセンターの会員数	2,080人		2,680人
<b>推進体制の整備</b>				
	①男性職員の育児休業取得率	3.7%	→	5%
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上 の休暇の取得率	23.2%		35%
	③男女共同参画推進センターの認知度	18.8% 市民意識調査(平成28年)		60%

## 姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版 概要版

発行 平成30年(2018年)3月

編集 姫路市 男女共同参画推進課

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

TEL (079)287-0803 FAX (079)287-0805 ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/2870803>